別表第三第四十二号中「十二万枚」を「二十四万枚」に改める。

別表第四第四十一号中「別表第一第三十八号ハ」を「別表第一第三十九号ハ」に改め、同表第四十二号中「別表第一第三十八号ニ」を「別表第一第三十九号ニ」に改め、同表第四十三号イ中「別表第一第六十一号」を「別表第一第六十二号」に改め、同号ロ中「別表第一第三十八号ハ」を「別表第一第三十九号ハ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十二号」を「第五十三号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（既存の用途に利用する水銀使用製品） **第二条**　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］	（既存の用途に利用する水銀使用製品） **第二条**　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］
二　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品	二　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
三　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの	三　別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
四　［略］	四　［略］

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一～十九　［略］	
二十　ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
二十一　真空ポンプ	減圧及びその状態の維持
二十二　ホイール・バランサ	振動又は衝撃の軽減
二十三　写真フィルム	写真の感光
二十四　印画紙	写真の感光
二十五　推進薬	宇宙空間における推力の発生
二十六～三十六　［略］	

水銀使用製品	用途
一～十九　［略］	
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
二十～三十　［略］	